1　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

申請に係る事業は、徳島県徳島市川内町鈴江北地内から鳴門市大津町大代字東口地内までの延長11.1㎞区間（以下「本件阿南四万十線区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事並びにこれに伴う市道、町道及び農業用水路付替工事」（以下「本件阿南四万十線事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件阿南四万十線事業のうち、「高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線新設工事」（以下「阿南四万十線本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、阿南四万十線本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、阿南四万十線本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

申請に係る事業は、徳島県徳島市川内町鈴江東地内から同市川内町竹須賀地内までの間（以下「本件一般国道11号区間」という。）における「一般国道11号改築工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件一般国道11号事業」という。）である。

本件一般国道11号事業のうち、「一般国道11号改築工事」（以下「一般国道11号本体事業」という。）は、道路法第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、一般国道11号本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件阿南四万十線事業及び本件一般国道11号事業（以下両事業をあわせて「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、西日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件阿南四万十線区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件阿南四万十線区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である西日本高速道路株式会社は、本件阿南四万十線事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

⑵　第２の２に係る事業

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件一般国道11号区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件一般国道11号事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線（以下「阿南四万十線」という。）は、阿南市を起点とし、徳島市、高松市及び高知市等を経て、四万十市に至る、四国地方の主要都市を相互に連絡する高速自動車国道である。

阿南四万十線が通過する徳島県東南部地域においては、すだちや養殖あゆ等の農水産物が特産物となっており、徳島県北部地域を東から西に縦貫する四国縦貫自動車道の沿線地域においては、トマトやレタス等の農産物が特産物となっており、これらの農水産物は、県内のほか、京阪神地域等に広く出荷されている。また、徳島県東南部地域においては、ＬＥＤ（発光ダイオード）が世界第一位の生産量を誇っており、主に京阪神地域を中心に広く出荷されているほか、神戸港から海外へ輸出されている。さらに、四国縦貫自動車道の沿線地域においては、天然記念物の阿波の土柱等の観光地にも恵まれている。

徳島県東南部地域のうち本件阿南四万十線区間に対応する地域の南北方向の主要幹線道路としては、一般国道11号があるが、徳島市、板野郡北島町、同郡松茂町及び鳴門市の既成市街地を通過し、その南端において四国縦貫自動車道端末の徳島インターチェンジと、その北端において阿南四万十線の鳴門インターチェンジとそれぞれ連結し、一般国道28号や県道徳島外環状道路等の主要幹線道路とも接続していることから、物流や観光等の通過交通と地域住民の通勤、通学等の日常生活の利用による地域内交通とが相まって、自動車交通量の多い区間となっているほか、交通事故が多発し、通行止めも発生する等、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されている状況である。

本件事業の完成により、一般国道28号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））、高速自動車国道山陽自動車道山口吹田線等を介して徳島市から四国地方内外への高速交通ネットワークが構築され、自動車交通の高速化及び定時性が確保されることが認められる。また、交通事故等の災害時における輸送路の確保が図られることとなる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である徳島県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成６年10月に環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、交通量の見直しや上記の環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、西日本高速道路株式会社が、平成20年７月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところいずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件阿南四万十線区間及び本件一般国道11号区間（以下両区間をあわせて「本件区間」という。）内並びにその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ及び環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛翔が確認されているが、営巣は確認されていないことから、これらの生息環境に与える影響は少ないと評価されている。また、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているクロツラヘラサギ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツクシガモ及びカワバタモロコ並びに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトモエガモ、セイタカシギ、ホウクロシギ、コアジサシ及びカスミサンショウウオの生息が確認されたが、生息環境の改変の程度はわずかであり、生息環境の大部分は現状のまま維持されることから、これらの生息環境に与える影響は少ないと評価されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシの生育が確認されているが、生育環境の大部分は現状のまま維持されることから、生育環境に与える影響は少ないと評価されている。